諮問事項及び関連資料

資　料

【諮問事項】

　社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

総人口の推移

○　我が国の**総人口は、2008年をピークに減少**に転じており、**今後も人口減少が加速**するものと推計されている。

○　都道府県別に見ると、**東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）・沖縄県など９都府県以外においては、人口減少**が続いている。

総人口の推移（死亡中位推計）

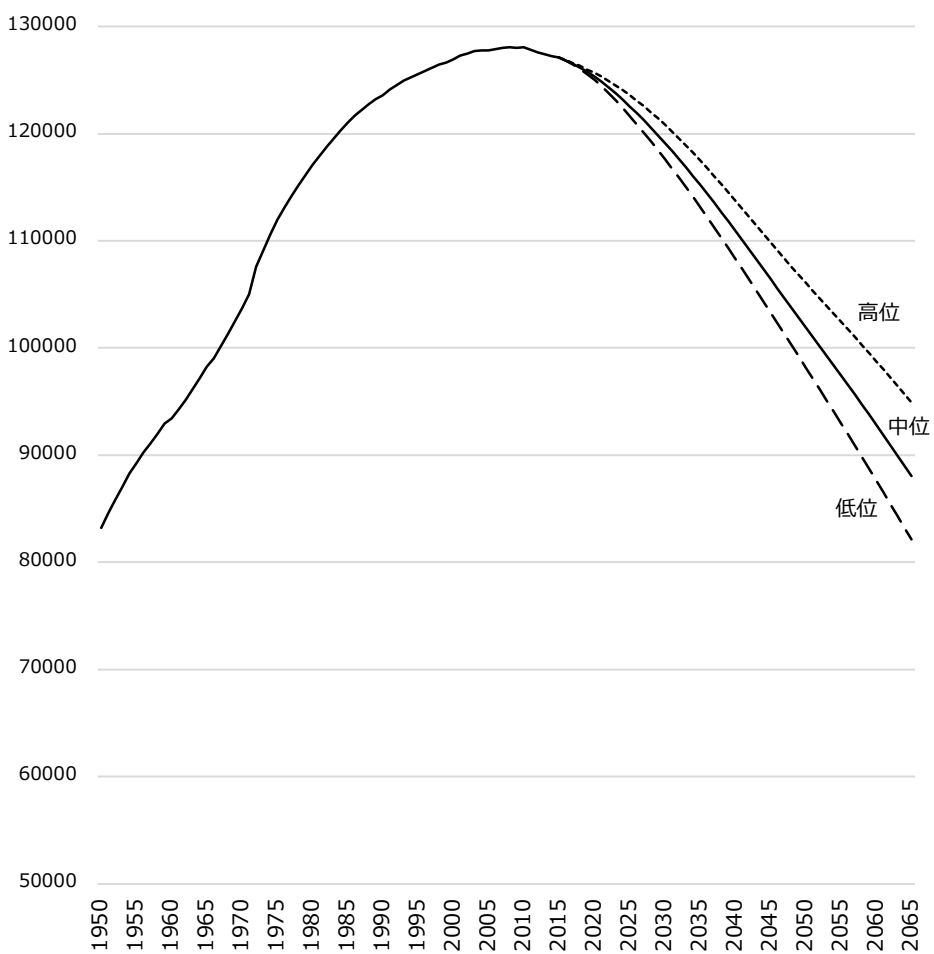

出典：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を一部加工

都道府県別人口（2020年）

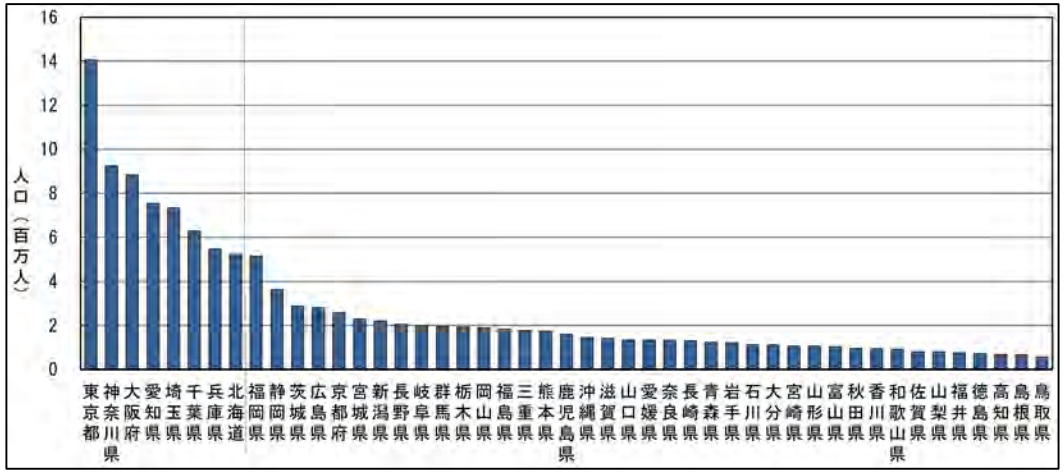

都道府県別人口増減率（2010年～2015年,2015年～2020年）

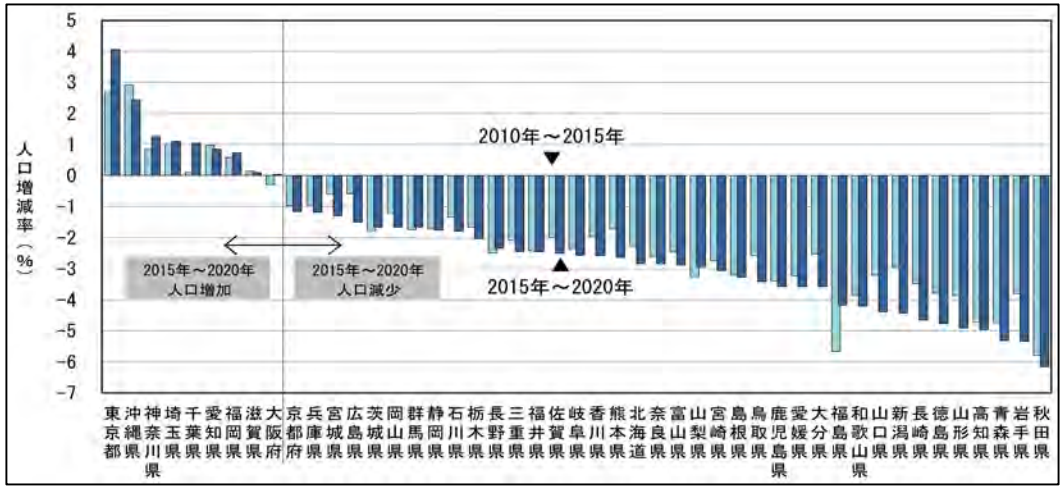

出典：「令和2年国勢調査 人口速報集計 結果の要約」（R3.11.30 総務省統計局）

人口構造の変化の見通し

○ **2040年には、団塊の世代**（出生数 260～270万人／年）**及び団塊ジュニア世代**（出生数 200～210万人／年）**が高齢者**となる。全人口の３人に１人が高齢者となり、人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。

2015年

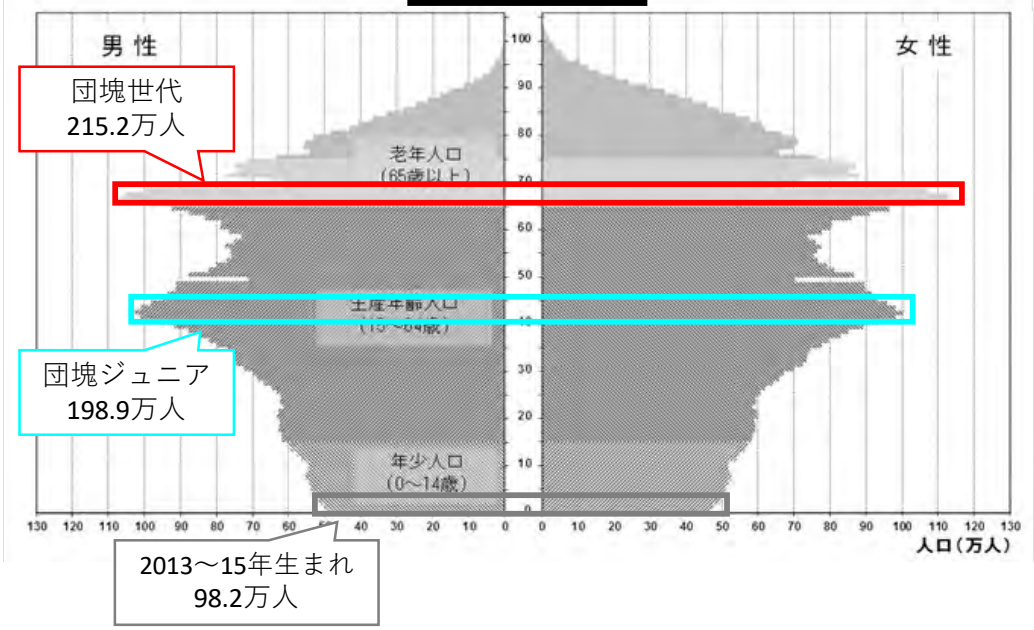

2040年

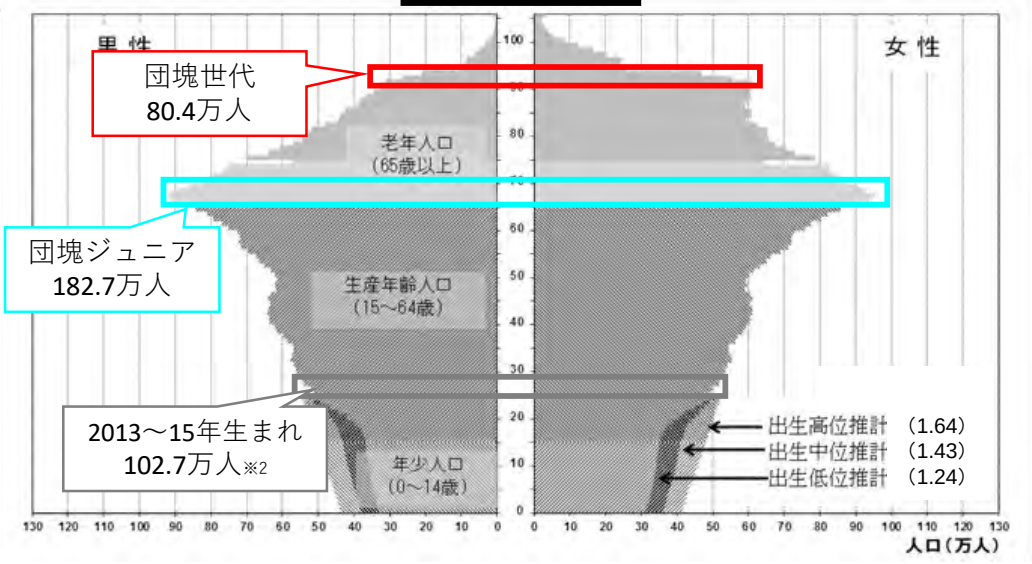

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1971～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人※2 25～27歳

※１　2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※２　日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率（数）を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

出生数及び合計特殊出生率の状況

○ 我が国の**出生数**は、**第2次ベビーブームをピークに一貫して減少**しており、近年は年間100万人を下回っている。

○ **合計特殊出生率**について、平成18年から上昇傾向にあったものの、平成28年から再び**低下基調に転じている。**

○ 都道府県別に見ると、**東京都・大阪府やその近隣府県などにおいて合計特殊出生率が全国平均を下回っている。**

図１　出生数及び合計特殊出生率の年次推移

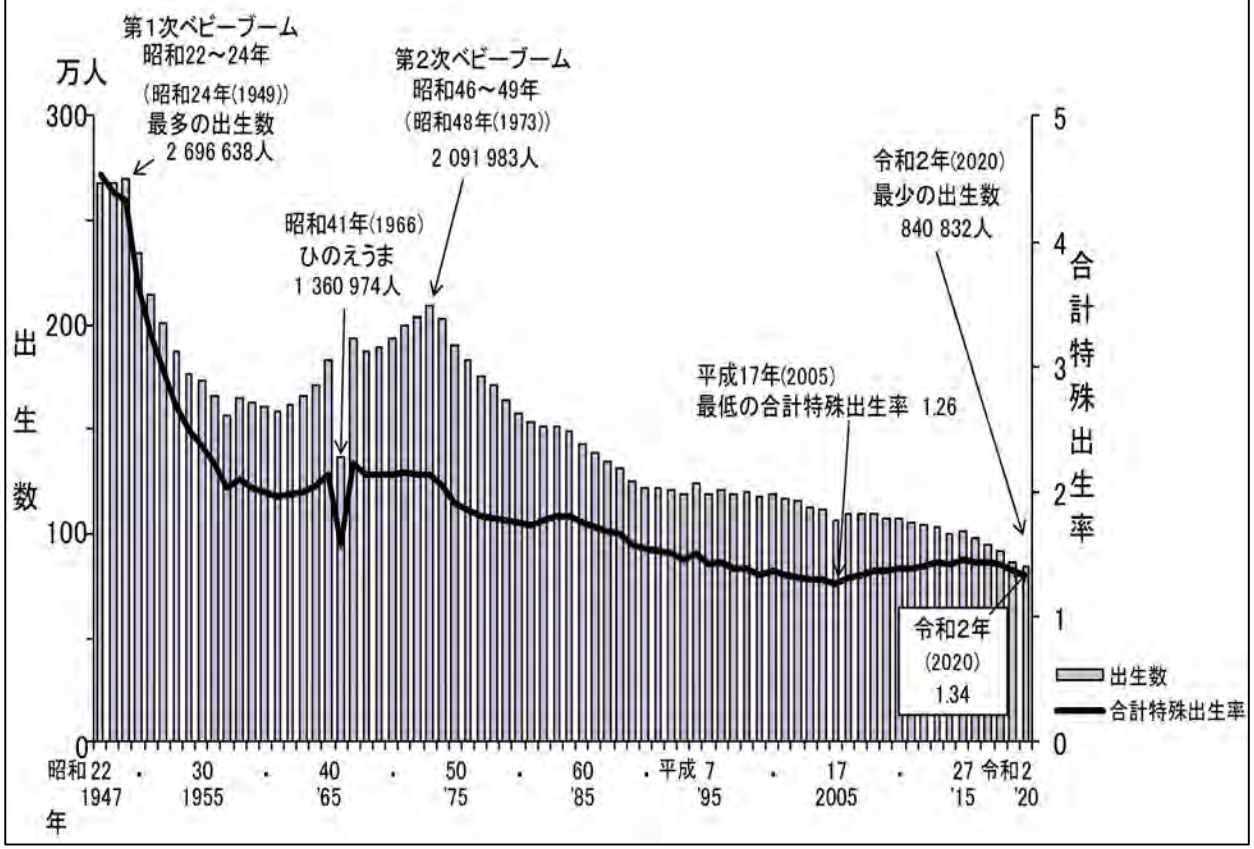

図３　都道府県別にみた合計特殊出生率（令和２年(2020)）

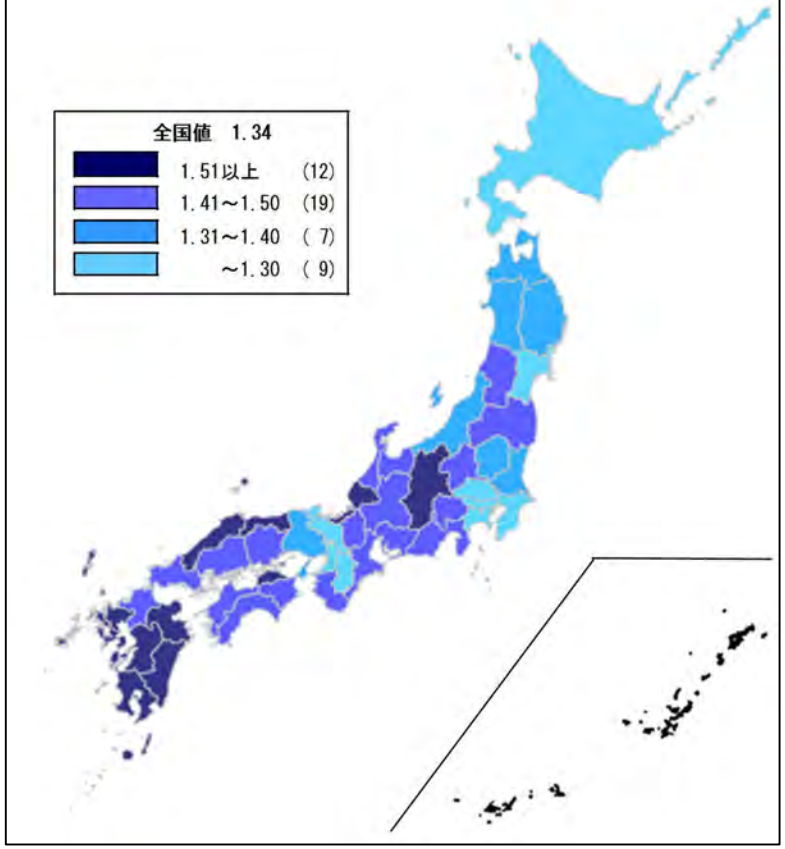

出典：「令和2年（2020）人口動態統計月報年数（概数）の概況」（厚生労働省）を一部加工

死亡数及び死亡率の状況

○　我が国の**死亡数及び死亡率**は、近年、**概ね一貫して増加傾向**にある。

○　我が国の疾病構造は、**結核等の感染症から生活習慣病や老化に伴う疾患中心へと転換**してきた。

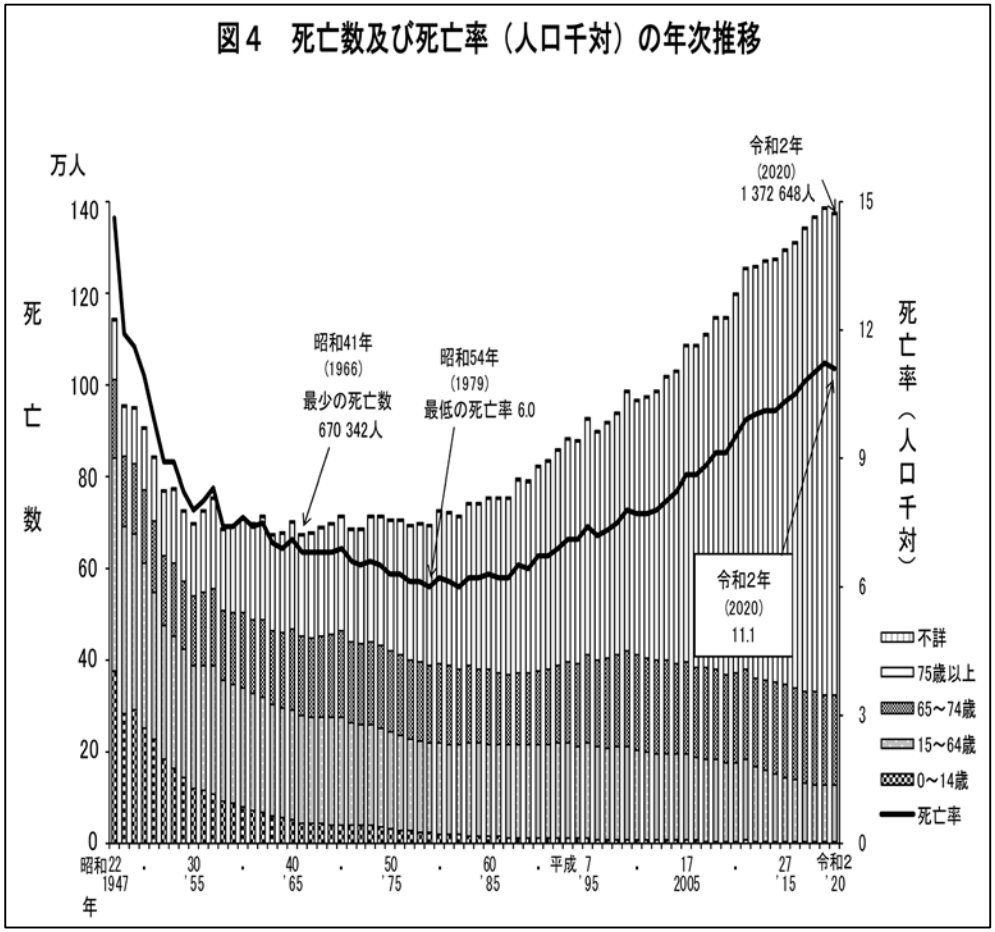

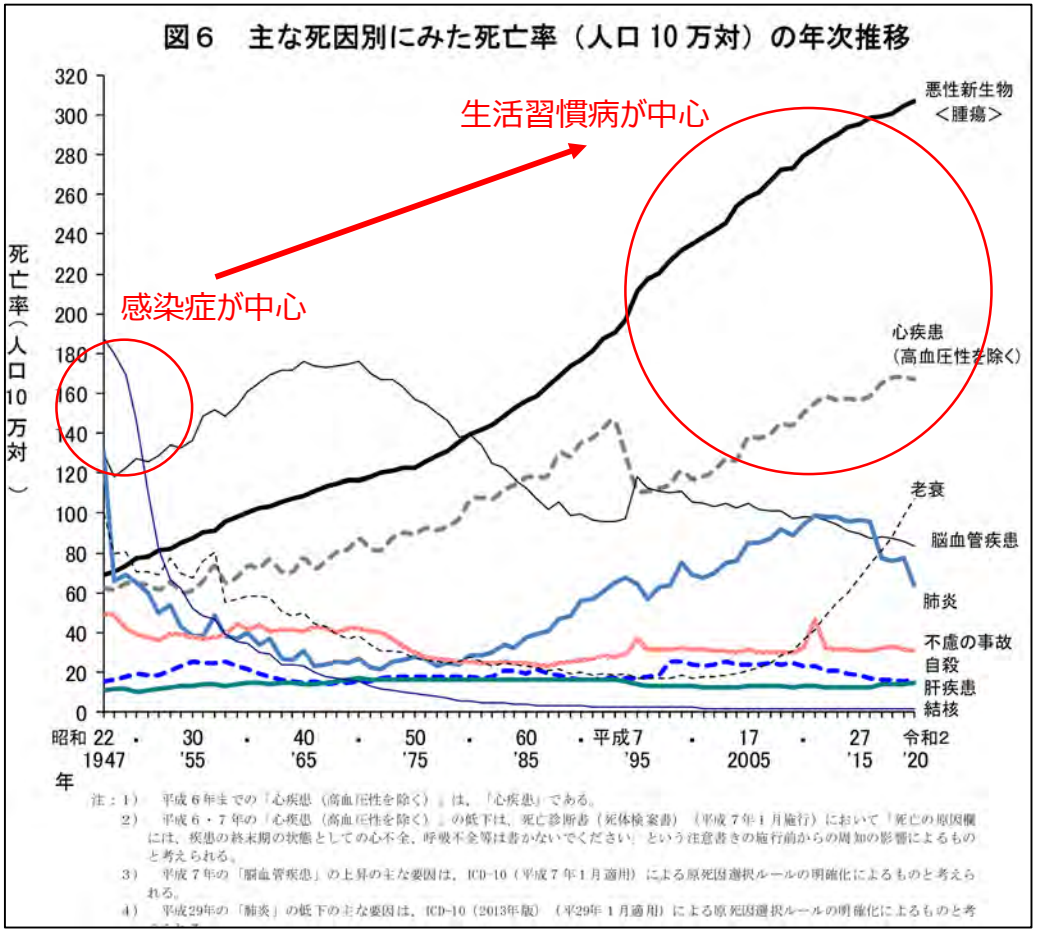

出典：「令和2年（2020）人口動態統計月報年数（概数）の概況」（厚生労働省）を一部加工

東京一極集中の状況

○　人口流入によって**東京圏に人口が集中**し、**東京圏以外からは人口が流出**している。

○　年間を通じて新型コロナウイルス感染症の流行下にあった**2020年度においては、東京都は、前年度から転入超過数が大幅に縮小**。他方、**近隣の埼玉県・千葉県・神奈川県は、転入超過数に大きな変化が見られなかった**。

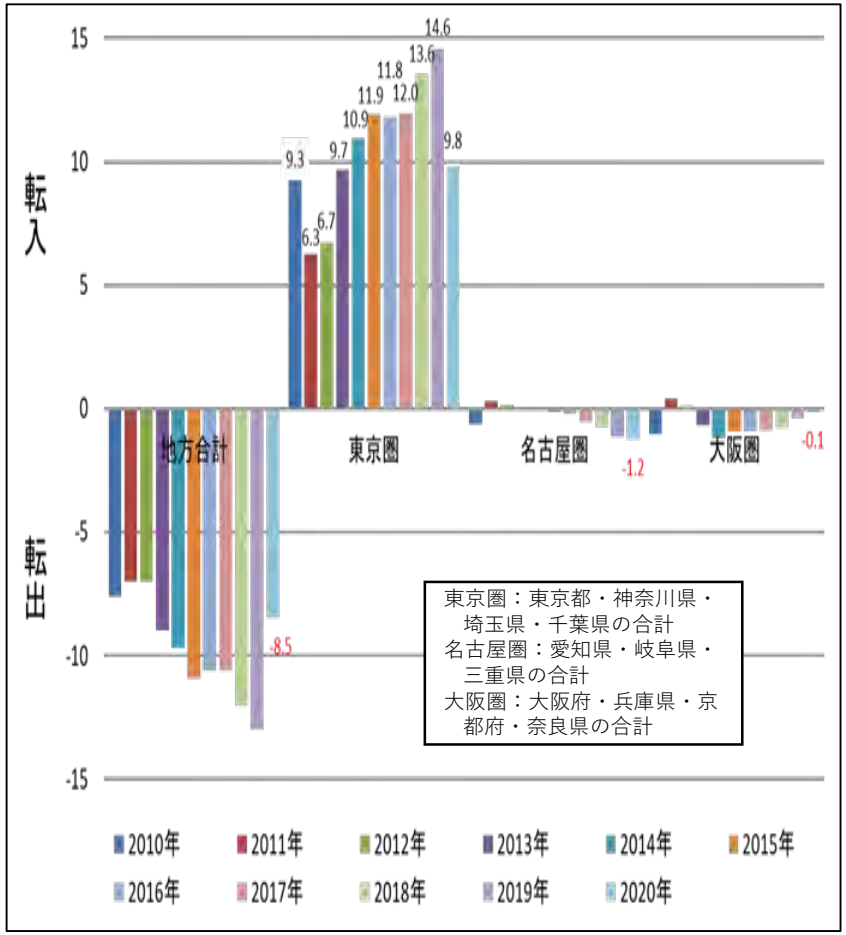

出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告（2010年―2020年・日本人移動者）」。

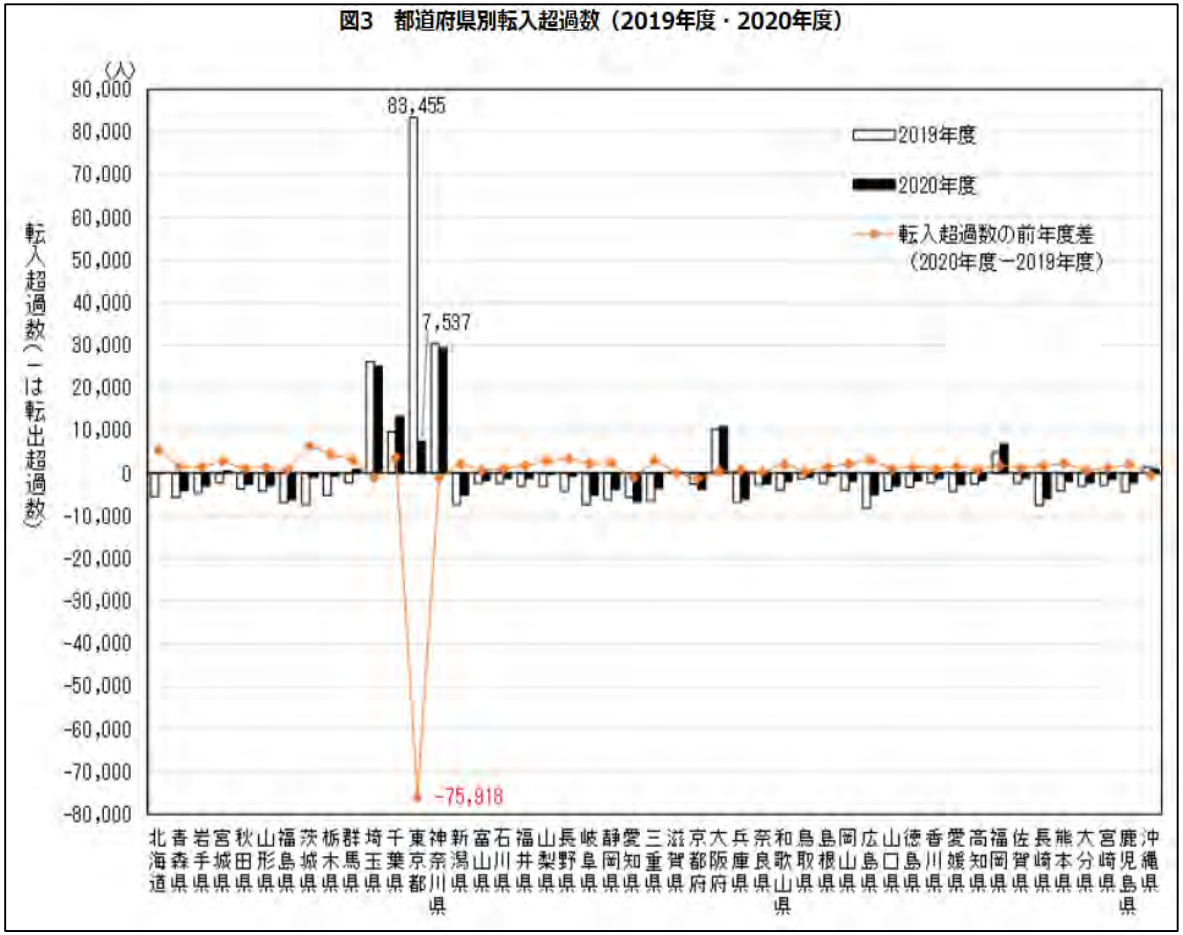

出典：「新型コロナウイルス感染症の流行と2020年度の国内移動者数の状況(1)－住民基本台帳人口移動報告の結果＜全国＞－」（総務省統計局）を一部加工

世帯数・世帯構成の推移と見通し

○　全世帯数は減少が見込まれる一方、**単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯などは、引き続き増加することが見込まれている。**
○　都道府県別に見ると、**１人世帯割合が全国平均を上回るのは、東京都・大阪府・京都府等の大都市を抱える都道府県が多い。**

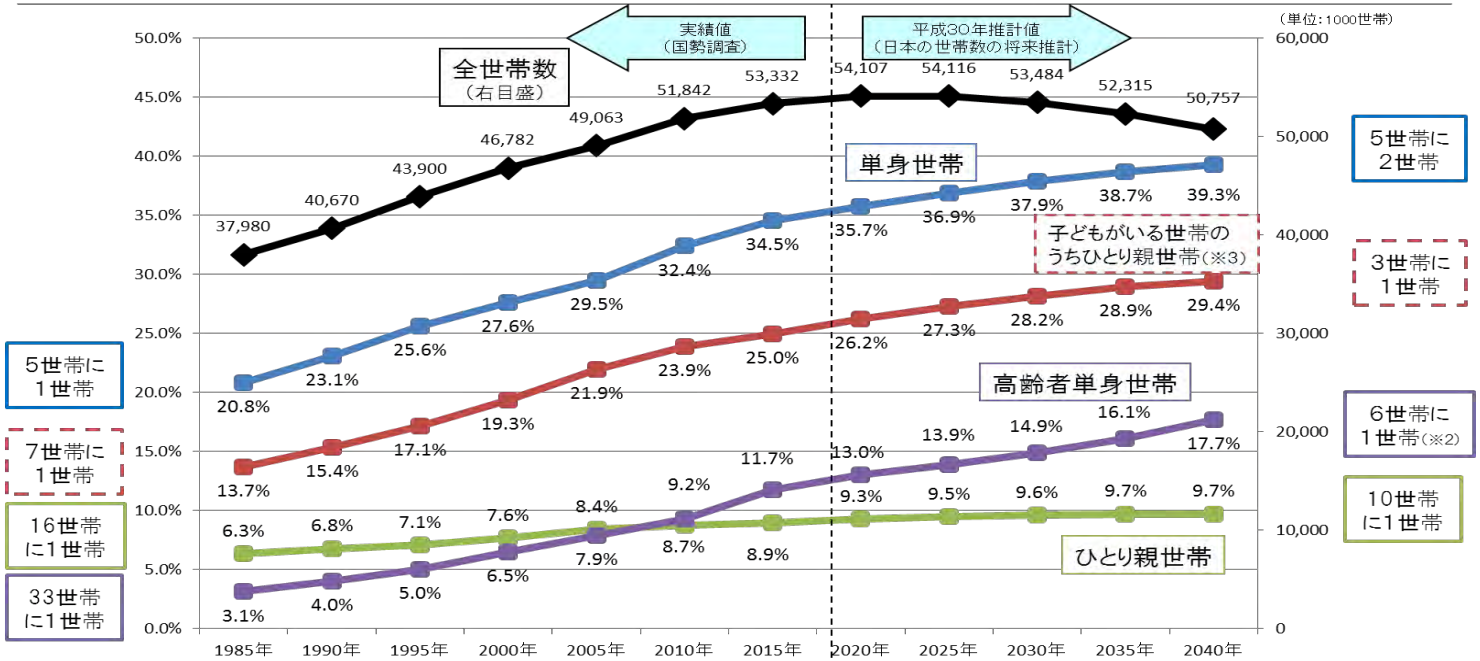

（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年推計）」
（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%（2015年）から40.0%（2040年）へと上昇。
（※3）子どもがいる世帯のうちひとり親世帯＝ひとり親と子の世帯／（夫婦と子の世帯＋ひとり親と子の世帯）。また、子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

都道府県別１世帯当たり人員

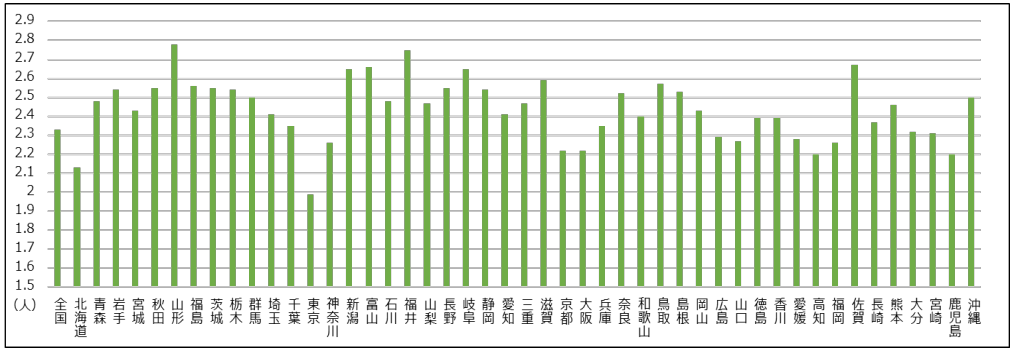

出典：「日本の統計 2021」（総務省統計局）

都道府県別１人世帯割合

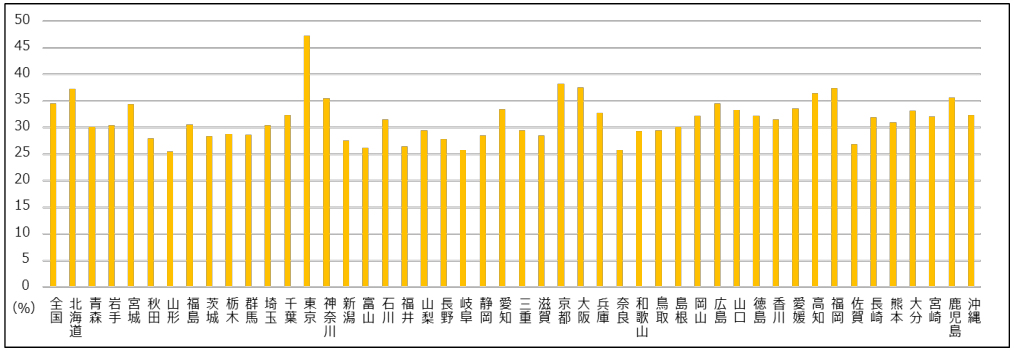

出典：「日本の統計 2021」（総務省統計局）

女性就業率・高齢者就業率の推移

○　近年、**女性就業率・高齢者就業率は増加傾向**にある。

女性就業率の推移

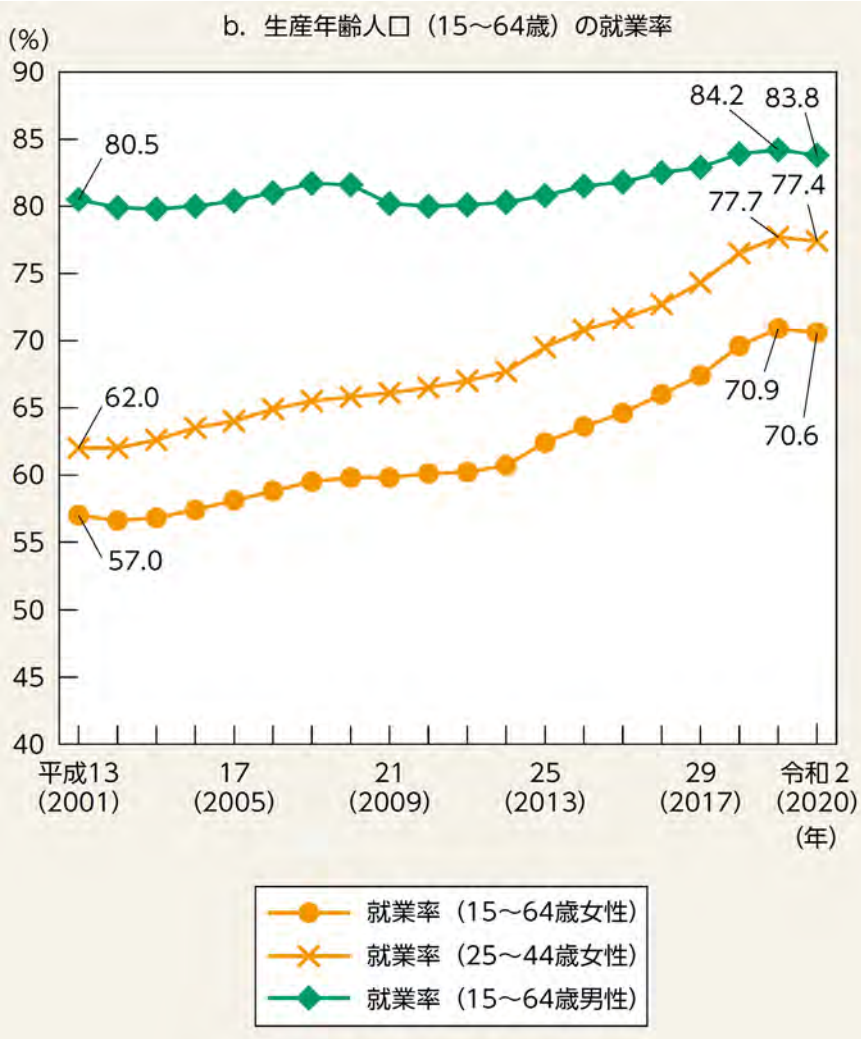

出典：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

高齢者就業率の推移

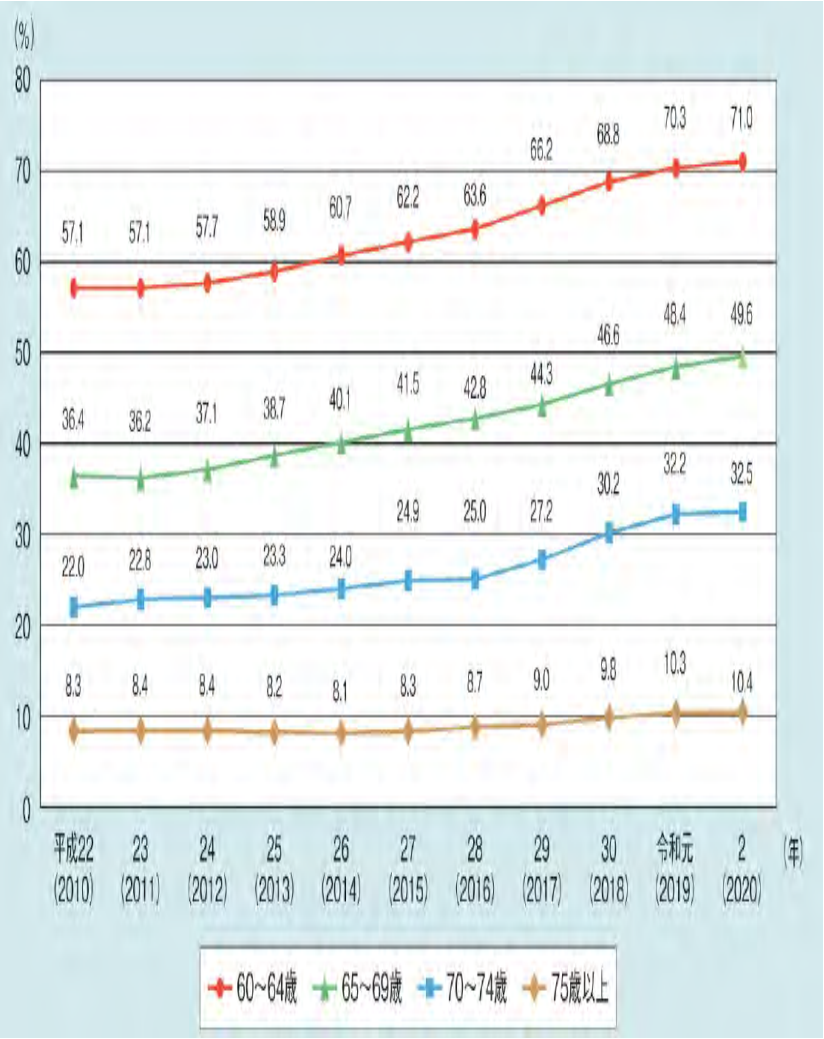

出典：内閣府「令和３年版高齢社会白書」

災害リスクエリアに居住する人口の推移

○　日本全国の**災害リスクエリア内人口**は、2015年で約8,603万人、2050年には約7,187万人となり、**総人口に対する割合は約2.8%増加する**と予測されている。

災害リスクエリアの重ね合わせ図

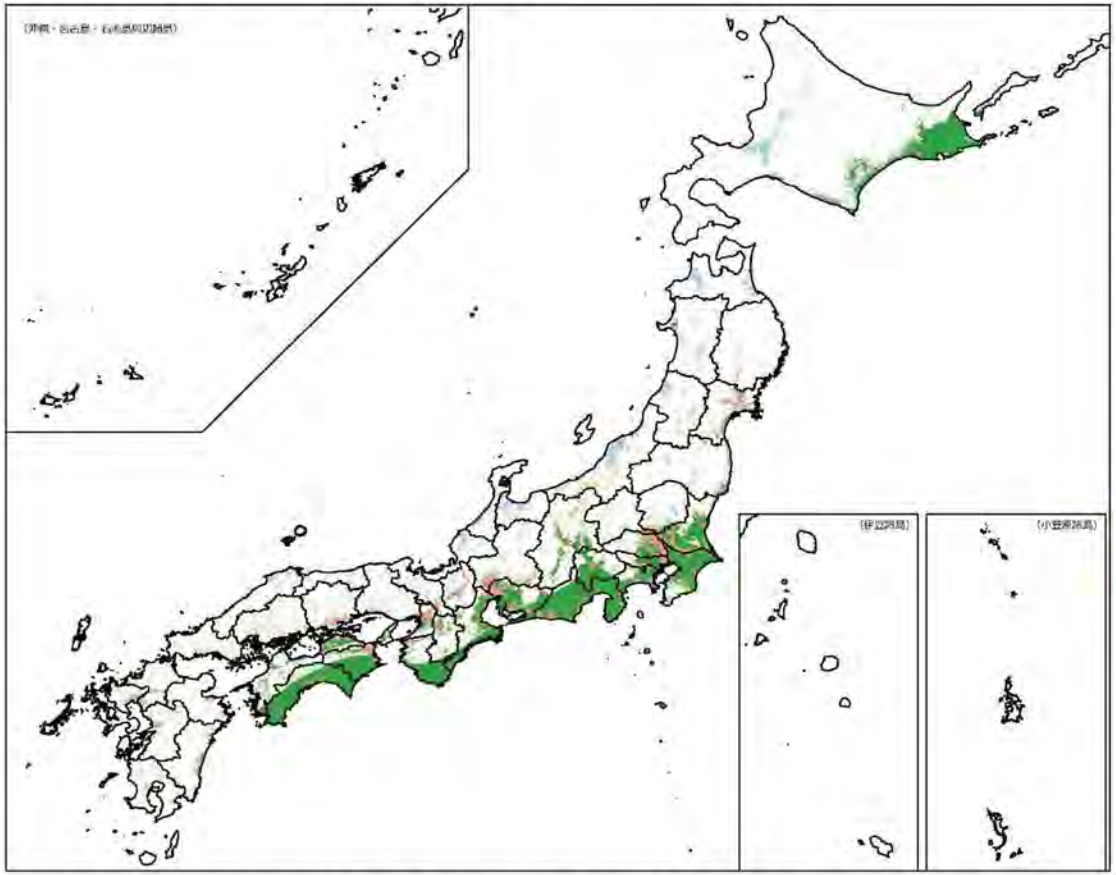

日本全国の将来人口推計

	2015年	2050年
人口	12,709万人	10,192万人

日本全国の4災害影響人口

対象災害	リスクエリア内人口(2015) (総人口に対する割合)	リスクエリア内人口(2050) (総人口に対する割合)
洪水	3,703万人(29.1%)	3,108万人(30.5%)
土砂災害	595万人(4.7%)	374万人(3.7%)
地震 (震度災害)	7,018万人(55.2%)	6,003万人(58.9%)
津波※	754万人(5.9%)	597万人(5.9%)
災害リスクエリア	8,603万人(67.7%)	7,187万人(70.5%)

※一部地域は津波浸水想定のデータがないこと等から、その地域は含まれていません。

- 洪水
- 土砂災害
- 地震(震度災害)
- 津波
- ２項目以上の災害が重なるエリア
- 全ての災害が重なるエリア

※なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。

出典：国土交通省国土政策局作成資料を一部加工

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和２年６月26日総理手交）

1. 基本的な認識

○ **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要

○ **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化（→2） → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私の連携（→3） / **地方公共団体の広域連携**（→4）
→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会（→5） → 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを享受するために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和２年６月26日総理手交）

3. 公共私の連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
  （例：多様な任用形態・兼業許可の活用等）

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
  （例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人）

4. 地方公共団体の広域連携

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
  - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
  - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
  - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲

  が重要

  ※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】
都道府県26.9%、指定都市 3.4%、市 2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

第32次地方制度調査会答申を踏まえた主な対応（概要）

地方行政のデジタル化

・各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**政令で定める標準化対象事務**（住民記録、選挙人名簿管理等）**について、国が情報システムの標準化のための基準を定め、地方公共団体に当該基準に適合した情報システムの利用を義務付ける 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立**

【令和３年９月１日施行】

・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合の要請に対応するため、**個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定する個人情報保護法改正が成立**

【令和５年春施行予定】

※３本の法律の一本化等については令和４年４月１日施行予定

公共私の連携

・自治会等の地縁による団体が、不動産等を保有（保有予定）するため、市町村長の認可によって法人格を取得する「認可地縁団体制度」を改正し、**不動産等の保有（保有予定）の有無にかかわらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体が、市町村長の認可により法人格を取得することを可能とする地方自治法改正が成立**

【令和３年11月26日施行】

地方公共団体の広域連携

・「地域の未来予測」の将来推計の対象となる分野・指標の例や活用方法等を整理した「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」について、地方公共団体に周知（令和３年３月）した上で、連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域において広域連携を目指す**複数の市町村が「地域の未来予測」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、新たに特別交付税措置を創設**

【令和４年度～】

※地域の未来予測：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し

地方議会

・多様な人材の参画、柔軟な議会運営、調査研究・政策立案機能の充実などに向けた地方議会の実践例を共有し、情報発信する機会として、**地方議会活性化シンポジウム**を開催

【毎年11月に開催】

情報通信技術等の発展

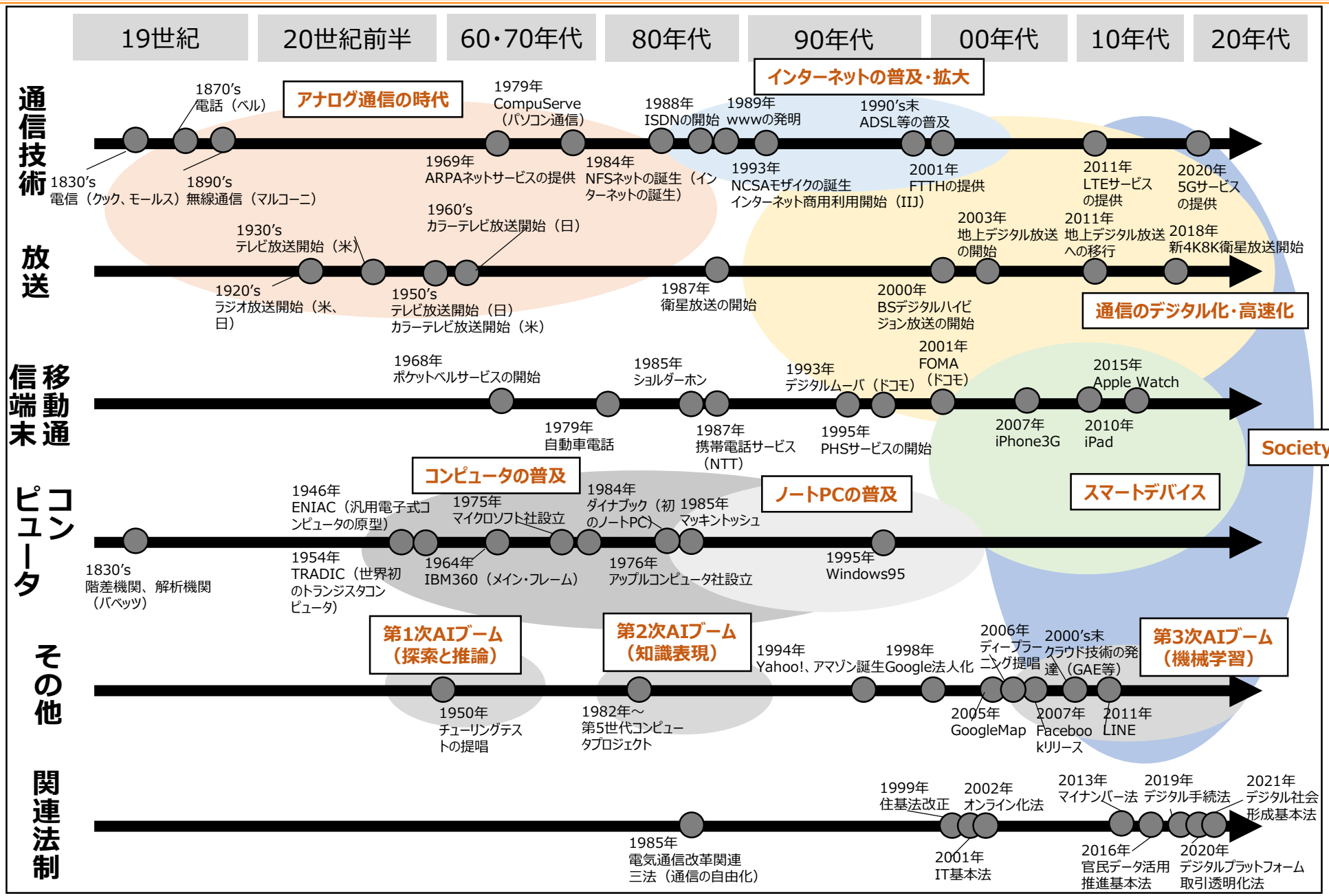

※情報通信白書、「IT全史」中野明等をもとに作成

電子政府・電子自治体からデジタル・ガバメントへ

主な法改正

- **住基法改正**（1999年8月）
  - ○住基ネットの導入（2002年８月稼働）
- **IT基本法**（2001年1月）
  - ○高度情報通信ネットワーク社会の形成
- **行政手続オンライン化法**（2002年12月）
  - ○行政手続のオンライン化を可能に
- **マイナンバー法**（2013年5月）
  - ○マイナンバー制度の導入（2016年１月利用開始）
- **官民データ活用推進基本法**（2016年12月）
  - ○行政保有データのオープン化、データ利用基盤の整備
- **デジタル手続法**（2019年5月）
  - ○行政手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃
- **デジタル改革関連法**（2021年5月）
  - ○デジタル社会の形成

1999年 / 2001年 / 2002年 / 2003年 / 2006年 / 2009年 / 2010年 / 2013年 / 2016年 / 2018年 / 2019年 / 2020年 / 2021年

政府戦略の動向

- **e-Japan戦略**（2001年1月）
  - ○ブロードバンド・インフラの整備
- **e-Japan戦略Ⅱ**（2003年7月）
  - ○行政ポータルの整備 etc.
- **IT新改革戦略**（2006年1月）
  - ○行政オンライン申請率50%達成(~2010)
- **i-Japan戦略2015**（2009年7月）
  - ○電子私書箱etc.
- **新たな情報通信技術戦略**（2010年5月）
  - ○国民ID制度の整備
  - ○政府CIOの設置 etc.
- **世界最先端IT国家創造宣**（2013年6月）
  - ○行政情報システム改革(システム数半減) etc.
- **世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画**（2018年6月、2019年6月、2020年6月）
  - ○国・地方を通じたデジタル・ガバメント
  - ○デジタル３原則、データ標準確立 etc.

全体

- ○超高速ネットワークインフラの整備
- ○ICT活用による効率化

→

- ○デジタル基盤の整備（ネットワーク、機器、セキュリティ）
- ○ICT活用による個別課題の解決

→

- ○データの利活用
- ○デジタル技術による社会変革

電子政府

- ○ICT活用による行政内部の業務効率化
- ○行政におけるインターネットの活用、行政手続のオンライン利用の推進

→

- ○行政手続における利便性の向上
- ○情報システムの合理化、コスト削減

→

- ○デジタル技術を活用した行政サービスの改善
- ○データのオープン化・利活用
- ○情報システム間連携

背景・潮流

- ○一般家庭へのパソコン・インターネットの普及
- ○ICTを活用した経営情報の分析やインターネットによる宣伝・販売手法の一般化
- ○光ファイバーの普及などネットワークインフラ整備の進展、スマホの登場
- ○GAFAなどプラットフォーマーの隆盛、オープン化戦略の普及
- ○クラウド、IoT、AIなど新たな技術の普及によるICTの高度化
- ○ICTによる事業創造（ビッグデータ分析）、デザイン・ユーザー指向

デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）の概要

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

○ デジタル技術を活用し、**行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る**ため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

①**デジタルファースト：**個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②**ワンスオンリー：**一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③**コネクテッド・ワンストップ：**民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**
（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**
（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**
（登記事項証明書（令和２年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

デジタルデバイドの是正

- デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正
（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

※内閣官房資料を一部加工

デジタル改革関連法の全体像

※令和３年５月成立

✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

✓「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画の**策定について規定

〔IT基本法との相違点〕
・高度情報通信ネットワーク社会→**データ利活用**により発展するデジタル社会
・ネットワークの充実**＋国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
・デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

✓ **強力な総合調整機能（勧告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

✓ 個人情報関係３法を**１本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個情委に一元化**（個人情報保護法改正等）
✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本４情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって相続時や災害時の**手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める**法的枠組みを構築

⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

地方公共団体の情報システムの標準化

標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

標準化法制定後

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

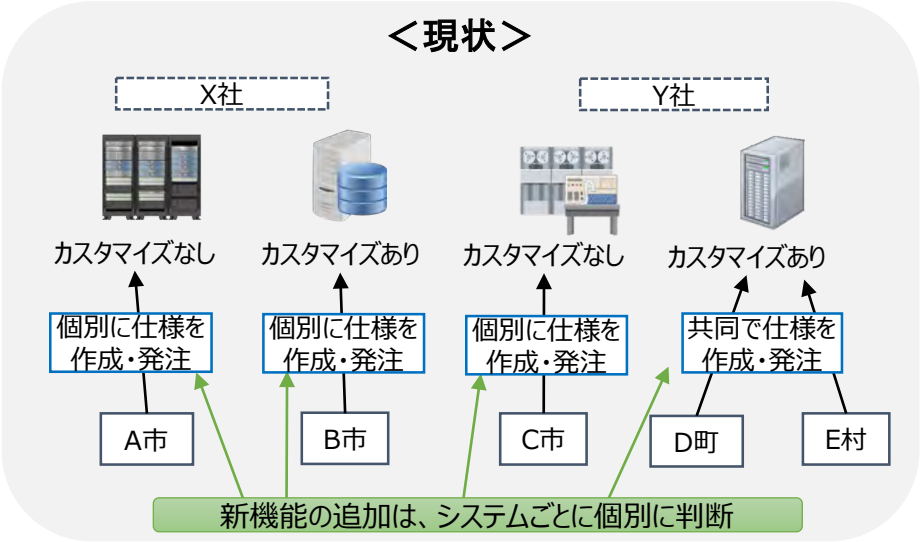

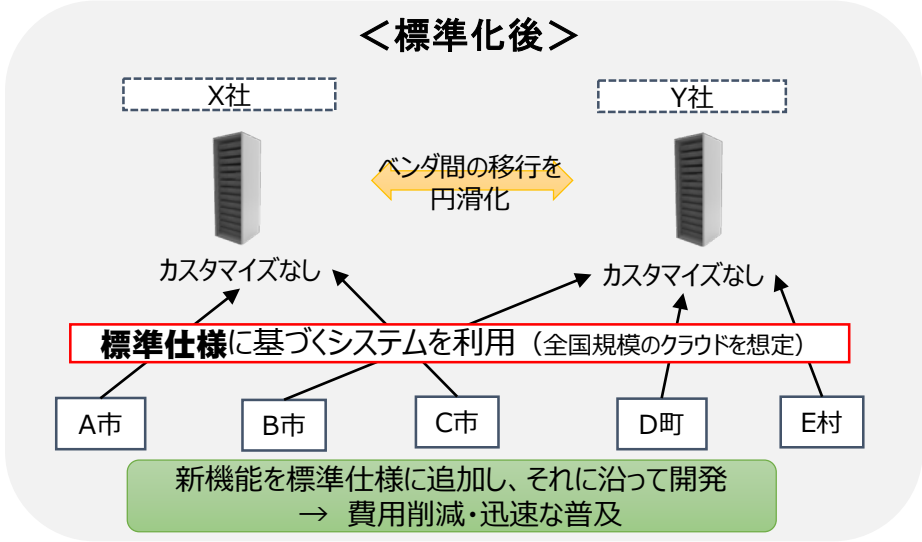

※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）

※2 **令和７年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す**

（参考）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和３年９月１日
- 法律の施行後５年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化（個人情報保護法の改正）

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による改正（令和5年春施行予定）

個人情報保護法改正前

地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用

- 団体ごとの条例の**規定・運用の相違がデータ流通の支障**となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR十分性認定など**国際的な制度調和**と、G20大阪首脳宣言におけるDFFTなど**我が国の成長戦略への整合**の要請

個人情報保護法改正後

- 国と併せ、**地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象**とする
- 個人情報の取扱い（保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等）等について、**国と同じ規律を適用**
- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、**国の行政機関に対する監視に準じた措置**を行う
- **特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定**することができる

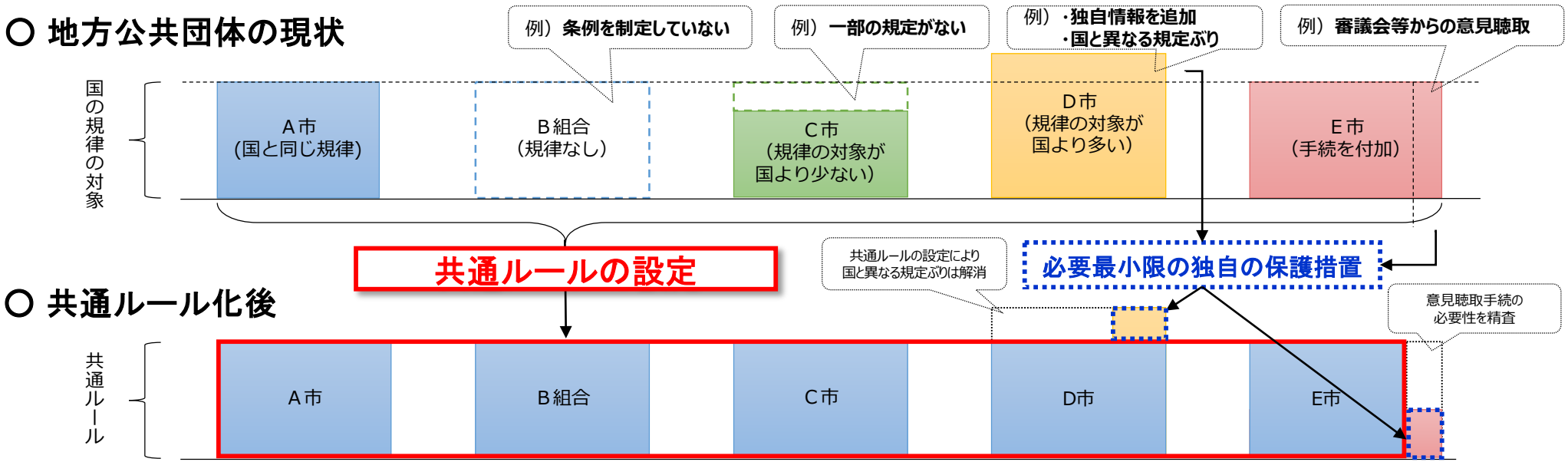

（参考）改正後の個人情報保護法に基づく地方公共団体の個人情報保護制度

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による改正後のもの

趣旨

○ **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
・求められる保護水準を満たさない団体がある　等の指摘。（いわゆる**「2000個問題」**）

○ 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。

○ こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象
・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化
・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い
・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求
・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入
・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等
・施行期日は、公布から２年以内の政令で定める日とする
・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定　例：手数料、処理期間 等
・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

経済財政運営と改革の基本方針2021について（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第３章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済･財政一体改革

３．国と地方の新たな役割分担等

（今回の感染症対策で直面した課題等への対応）

今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域的対応の未進捗に対処する必要がある。このため、厚生労働省は、大都市圏における第３次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。総務省は、内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等の推移

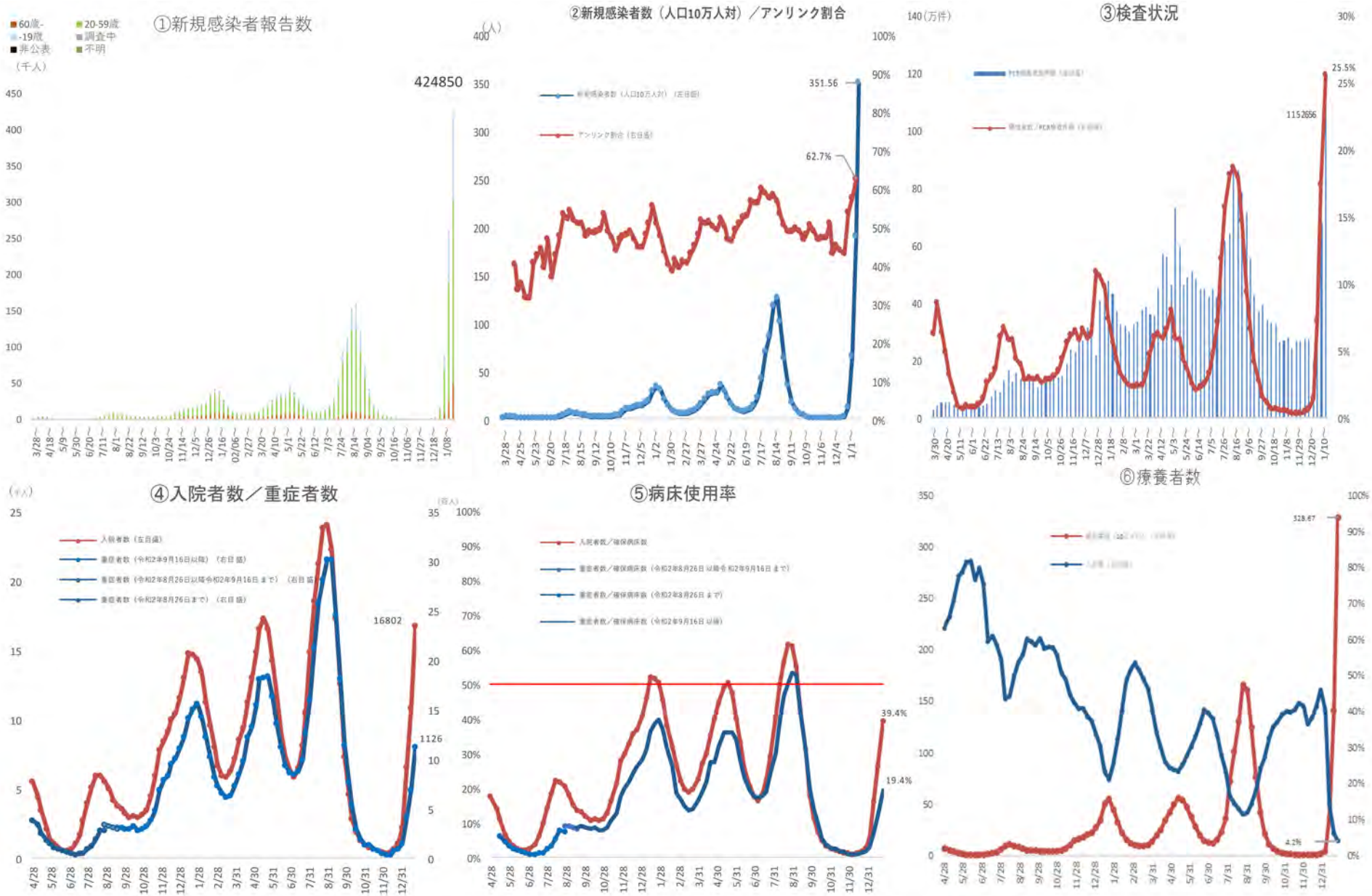

※ 人口10万対の人数は、令和3年12月4日までは総務省統計局における各年10月1日時点の人口推計の数値、令和3年12月5日からは令和2年国勢調査の数値により算出している。

出典：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年2月2日）資料

感染症法（※）における国と都道府県、保健所設置市・特別区の関係

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

○　感染症法においては、積極的疫学調査や入院措置などの患者に対する権限行使や、病床確保の協力要請などの民間事業者に対する**権限行使は、第一義的には保健所を設置する自治体の長（都道府県知事又は保健所設置市・特別区の長）が行う**ものとされている。**国は、感染症予防の基本指針の策定や、緊急の必要があると認めるとき等の自治体への指示などを行う**ものとされている。

※赤字は令和3年改正により新設・拡充された仕組み

国

- ○ **感染症予防の基本方針の策定**（§９）
- ○ 特定感染症予防指針の策定（§11）
- ○ **新型インフルエンザ等感染症の発生に係る公表**（§44の２）
- ○ 感染症に関する調査・研究（§56の39）

発生届を受けた場合の報告（§12②）

積極的疫学調査の結果の報告（§15⑬）

保健所設置市区は、国への報告に併せて都道府県へも報告（§12④、§15⑬）

緊急の必要があると認めるときの指示（§63の2①）

法定受託事務に関し、法令に違反し、又は管理執行を怠っている場合において、特に必要があると認めるときの指示（§63の2②）

病床確保等の協力要請（§16の2①）

正当な理由なく要請に応じない場合には、勧告・公表（§16の2②・③）

病床確保等の協力要請（§16の2①）

正当な理由なく要請に応じない場合には、勧告・公表（§16の2②・③）

感染症の発生届（§12①）

都道府県、保健所設置市・特別区

- ○ **積極的疫学調査**（§15）
- ○ 健康診断（§17）
- ○ **入院の措置**（§19）
- ○ 生活の用に供される水の使用制限等（§31）
- ○ 交通の遮断（§33）

※都道府県固有の権限

- ○ **入院等に関する総合調整**（§22の３、§48の３）

医療機関等

新型インフル特措法（※）における国と都道府県の関係

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

○　新型インフル特措法においては、**休業要請など民間事業者に対する権限行使の多くは、都道府県知事が行う**ものとされ、**国は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の公示及び基本的対処方針に基づく総合調整や指示を行う**ことができるものとされている。

国

○　新型インフルエンザ等の発生等に関する報告（§14）
○　**政府対策本部の設置**（§15）
○　基本的対処方針の策定（§18）
- 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

○　まん延防止等重点措置の公示（§31の４）
○　緊急事態宣言（§32）

基本的対処方針に基づく総合調整（§20①）

総合調整に関する意見の申出（§20②）

まん防止等重点措置に係る要請（§31の４⑥）

総合調整に基づく措置が実施されない場合の指示（§31の５、§33①）

都道府県

○　**都道府県対策本部**の設置（§22）
　※　政府対策本部が設置されたとき、直ちに設置

（権限）
○　当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整（§24①）
○　公私の団体又は個人に対する協力の要請（§24⑨）　　等

※赤字は令和3年改正により新設･拡充された仕組み

※下線はまん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施期間中の措置

医療等の実施の要請等（§31）

休業等の協力要請等（§31の６、§45　等）

立入検査等（§72）

民間事業者・医療機関等

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）

改正の趣旨

○ 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定する。

② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。

③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合（30万円以下）の過料を規定する。

④ 事業者及び地方公共団体に対する支援

- ○ 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
- ○ 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。

⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一改正

① 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。

② 国や地方自治体間の情報連携

- ○ 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。

③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け

- ○ 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。

④ 入院勧告・措置の見直し

- ○ 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
- ○ 正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定する。

⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、応ずべきことを命令できることとし、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料（30万円以下）を規定する。

⑥ 緊急時、医療関係者（医療機関を含む。）・検査機関に協力を求められ、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。　等

施行期日

公布の日（令和3年2月3日）から起算して10日を経過した日（同月13日）（ただし、1⑥は同年4月1日）

地方自治制度関係資料

地方公共団体の種類について

単位：人

種別・数			人口（最大～最小）
都道府県 47	都（東京都）・・・・・・・・・・・・ 1		13,515,271
	道（北海道）・・・・・・・・・・・・ 1		5,381,733
	府（大阪府・京都府）・・・・ 2		8,839,469（大阪府） ・ 2,610,353（京都府）
	県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43		9,126,214 （神奈川県） ～ 573,441 （鳥取県）
市町村 1,718	市 792	指定都市・・・・・・ 20	3,724,844 （横浜市） ～ 704,989 （静岡市）
		中核市・・・・・・・・ 62	622,890 （船橋市） ～ 193,125 （甲府市）
		施行時特例市・・ 23	340,386 （所沢市） ～ 194,086 （小田原市）
		その他の市・・・ 687	483,480 （松戸市） ～ 3,585 （歌志内市）
	町・・・・・・・・・・・・・・・・・ 743		51,053 （広島県府中町） ～ 1,068 （山梨県早川町）
	村・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183		39,504 （沖縄県読谷村） ～ 178 （東京都青ヶ島村）
特別区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23			903,346 （世田谷区） ～ 58,406 （千代田区）

総人口に対する地方公共団体の種類別の人口割合（%）

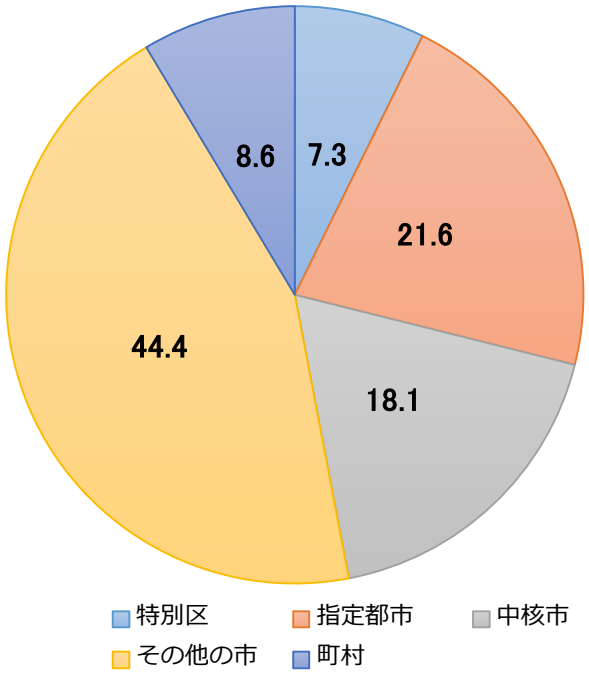

（注１） 地方公共団体の数及び内訳は、2021年4月1日現在による。

（注２） 人口は2015年国勢調査人口（確定値）による。

（注３） 福島県富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、平成27年10月1日現在その全域が原子力災害による避難指示区域であることから、同楢葉町については平成27年9月4日まで全域が避難指示区域であったことから、上記「人口（最大～最小）」の対象から除外している。

地方自治制度・地方分権改革をめぐる主な動き

平成５年６月	地方分権の推進に関する決議（衆議院・参議院）	第１次分権改革
平成７年７月	地方分権推進委員会設置	
平成１１年７月	地方自治法改正（地方分権一括法の成立） ・国と地方の役割分担の明確化 ・機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成 ・国の関与等の見直し　・権限移譲の推進 市町村合併特例法（旧法）改正 ・市町村の合併に関する財政上の特例措置	
平成１６年度	三位一体改革の本格実施（３兆円の税源移譲）	
平成１９年４月	地方分権改革推進委員会設置 ・第１次一括法（平成23年）、第２次一括法（平成23年）による義務付け・枠付けの見直し ・国と地方の協議の場に関する法律	第２次分権改革
平成２５年４月	地方分権改革有識者会議設置 ・第３次一括法（平成25年）から第11次一括法（令和３年）による義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲	
平成２６年５月	地方自治法改正 ・指定都市に総合区の導入　・新たな広域連携の仕組み（連携協約制度）の導入	
平成２９年６月	地方自治法改正 ・内部統制制度の導入　・監査基準の策定等監査制度の見直し	

地方分権一括法（※）の全体像

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）（平成12年4月施行）

1. 機関委任事務制度廃止と事務の再構成

(1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止（351法律改正）

(2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止（通達行政の廃止）

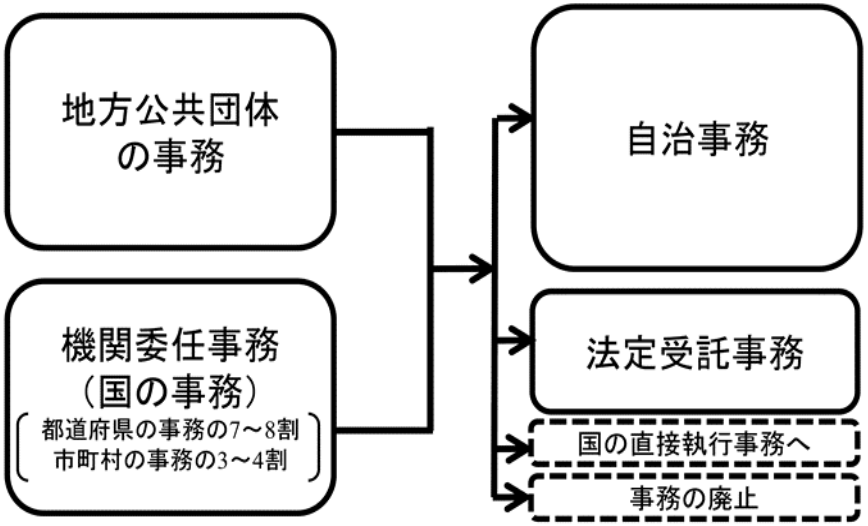

（例）都市計画の決定
農業振興地域の指定
飲食店の営業許可
：
：
国政選挙
旅券の交付
国道の管理

自治事務へ

法定受託事務へ

2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

(1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止

(2) 国の関与の新しいルールを創設（地方自治法）
- 関与は個別の法令の根拠を要すること
- 関与は必要最小限のものとすること
- 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること　等

(3) 国等の関与に関する係争処理の仕組みを整備（地方自治法）

(4) 個別法に基づく関与を整理縮小（138法律）

（例）・教育長の任命に係る文部大臣の承認→　廃止
・公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示→　廃止

3. 権限移譲

(1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲（35法律）

(2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

（例）・国→都道府県　農地転用（２ha超４ha以下）の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・都道府県→市町村　用途地域に関する都市計画の決定等
障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度

5. その他

(1) 必置規制の見直し（38法律）

(2) 市町村合併特例法の改正

「国と地方の役割分担」について①

1　地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

○　地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。）§１の２①）、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法§２②）。

※「総合的に実施する」とは、狭義の管理・執行のみならず、企画・立案、選択、調整、管理・執行などを一貫して行うという意味を持つものとされる（参考：第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」）。

○　上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている（法§１の２②）。

・　国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

※　国が本来果たすべき役割として、次の３類型を例示
①　国際社会における国家としての存立にかかわる事務
②　全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
③　全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

・　住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている（法§１の２②）。

○　これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
①　国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として
②　また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として
それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる（２及び３で詳述）。

「国と地方の役割分担」について②

2　地方公共団体の事務に関する制度の企画立案段階

○　国は、地方公共団体の事務に関する制度の企画立案を行うことができる。
この場合における国の立法基準として、地方自治法は下記の枠囲みのような事項を定めている。

※　地方自治法等は、次の２つの側面に着目して、立法基準を定めている。
① 法律又はこれに基づく政令・省令・告示等で、地方公共団体に関する制度を企画立案しようとする場合
② ある事務について、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等に特に定めようとする場合（＝法定受託事務にしようとする場合）

国は、地方公共団体に関する制度の策定に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（法§１の２②）

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない（法§２⑪）

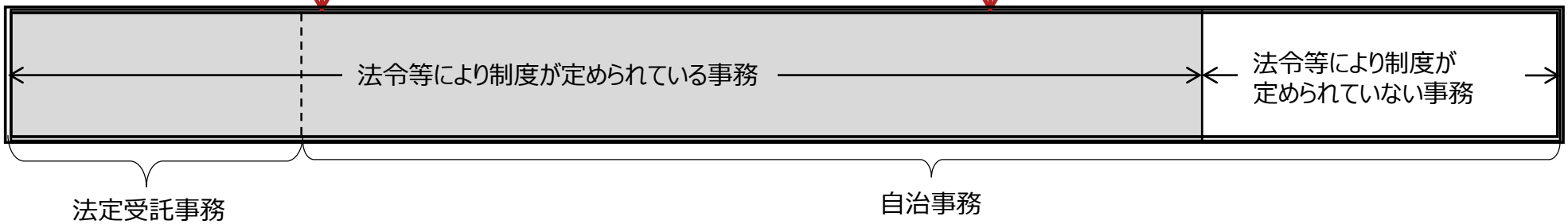

- 国が本来果たすべき役割に係るものであって※
- 国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等に特に定めるもの

※ 国が本来果たすべき役割に係る事務でも、利便性・効率性・総合性等の観点から、地方公共団体の事務とされるものがある。

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、・・・地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする（地方分権一括法附則§250）

「国と地方の役割分担」について③

○　地方公共団体の事務処理に関する国の関与については、法律又はこれに基づく政令で定めなければならず、また、地方自治法が定める下記の枠囲みのような立法基準に則さなければならない。

【国の地方公共団体に対する関与の基本原則】　※ ▭ は地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与

	自治事務	法定受託事務
助言・勧告	○	○
資料の提出の要求	○	○
是正の要求	○	
同意	特定の場合以外設けない※1	○
許可・認可・承認	特定の場合以外設けない※1	○
指示	特定の場合以外設けない※1	○（是正の指示）
代執行	原則として設けない※2	○
協議	特定の場合以外設けない※1	特定の場合以外設けない※1
その他の関与	原則として設けない※2	原則として設けない※2

国は、普通地方公共団体が国の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない（法§245の３①）

※１「特定の場合以外設けない」

（例えば「協議」については、）国は、国又は都道府県の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体が、「協議」を要することとすることのないようにしなければならない（法§245の３③）

※２「原則として設けない」

国は、できる限り、普通地方公共団体が、次の関与を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない（法§245の３②）

①　自治事務の処理に関しては「代執行」「その他の関与」

②　法定受託事務の処理に関しては「その他の関与」

「国と地方の役割分担」について④

3　事務の執行段階

○　国は、地方公共団体における事務の執行に関して法令や施策を解釈・運用する際には、地方自治法に定める下記の枠囲みのような事項を解釈・運用基準としなければならない。
　また、国が地方公共団体に関する関与を行うに当たっても、同様の基準に則さなければならない。

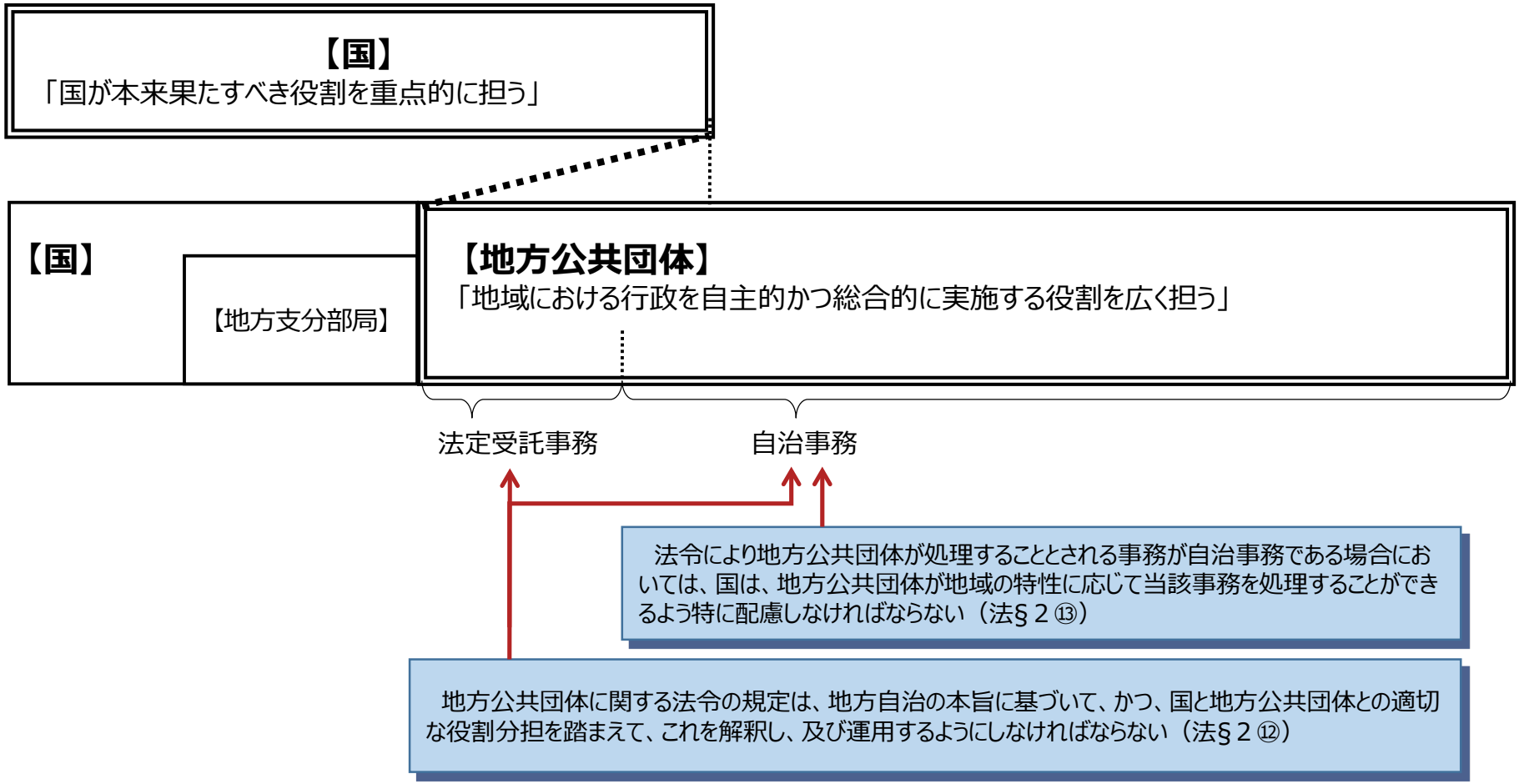

法定受託事務のメルクマールと主な事務①

○ **地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）においては、地方公共団体の事務を法定受託事務とする場合のメルクマールが示されており**、それぞれのメルクマールには主に下表の事務が該当するものと整理されている。

○ 地方分権一括法附則§250において、「**第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする**とともに、…地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行う」こととされており、**新たな法定受託事務の創設は抑制されている。**

法定受託事務のメルクマール（「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定））	主な事務
(1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務	・国政選挙の管理執行（公職選挙法） ・武力攻撃事態等における避難指示等の国民保護措置（国民保護法） ・新型インフルエンザ等緊急事態における休業要請等の緊急事態措置（新型インフル特措法） ※(4)①にも該当 ・パスポートの交付（旅券法） ・自衛官の募集事務（自衛隊法） ・マイナンバーの付番（マイナンバー法）
(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの	
①国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務	・指定区間外国道の維持、修繕、災害復旧事業等（道路法） ・国定公園の特別保護地区の指定（自然公園法）
②広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務	・二級河川の管理（河川法） ・保安林の指定（森林法）
③環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務 環境基準の類型当てはめ（水質・交通騒音）に関する事務 総量規制基準の設定に関する事務 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、交通騒音の状況の監視に関する事務	・騒音に関する基準の類型を当てはめる地域の指定（環境基本法） ・指定地域におけるばい煙排出総量規制基準の設定（大気汚染防止法） ・水質汚濁の状況の常時監視（水質汚濁防止法）
④信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務	・労働金庫の定款、業務方法の変更認可（労働金庫法）
⑤医薬品等の製造の規制に関する事務	・医薬品等の製造販売業の許可（薬機法）
⑥麻薬等の取締りに関する事務	・麻薬取扱者等に対する報告徴収等（麻薬及び向精神薬取締法）

法定受託事務のメルクマールと主な事務②

法定受託事務のメルクマール（「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定））	主な事務
(3) 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下に掲げるもの	
①生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務	・生活保護の決定、実施（生活保護法） ・児童扶養手当の資格認定、支給（児童扶養手当法）
②全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務	・児童手当の資格認定、支給（児童手当法）
③国が行う国家補償給付等に関する事務	・被爆者健康手帳の交付（原爆被爆者援護法） ・予防接種による健康被害に係る医療費等の給付（予防接種法）
(4) 広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締りに関する事務	
①法定の伝染病のまん延防止に関する事務	・感染症発生届の情報共有、積極的疫学調査（感染症法） ・コロナワクチンの接種（予防接種法） ・患畜等の殺処分の命令（家畜伝染病予防法）
②公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務 医薬品等の取締りに関する事務 食品等の取締りに関する事務 農薬等の取締りに関する事務	・医薬品等を取り扱う者に対する医薬品等の廃棄等の命令（薬機法） ・食品等の検査、営業者等に対する報告徴収等（食品衛生法） ・農薬の販売者に対する報告徴収等（農薬取締法）
(5) 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務	・精神障害者に対する入院措置（精神保健福祉法）
(6) 国が行う災害救助に関する事務	・災害被害を受け救助が必要な者に対する救助の実施（災害救助法）
(7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの	・国土交通大臣から権限の委任を受けた軌道に係る認可（軌道法） ・医師免許申請に際する都道府県知事の経由（医師法）
(8) 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務	・農地の権利移動の許可（農地法）

地方公共団体の事務の実施に国が強い関心を持って関わる手法（例）

指示

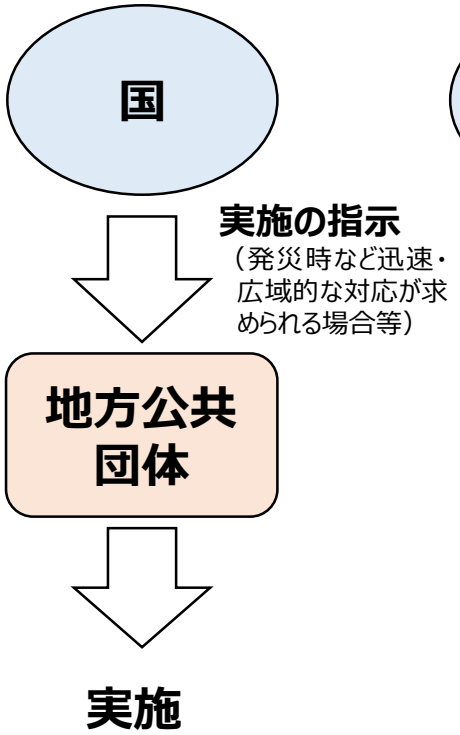

並行権限の行使

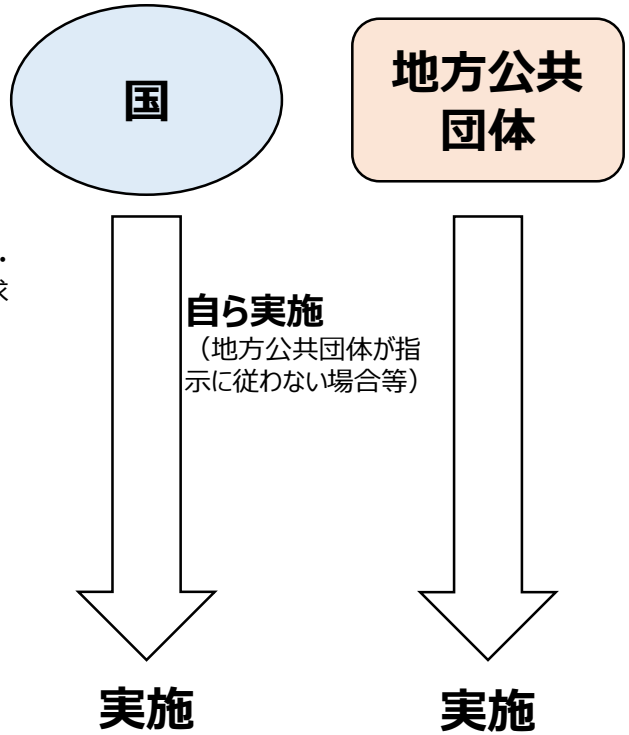

代行

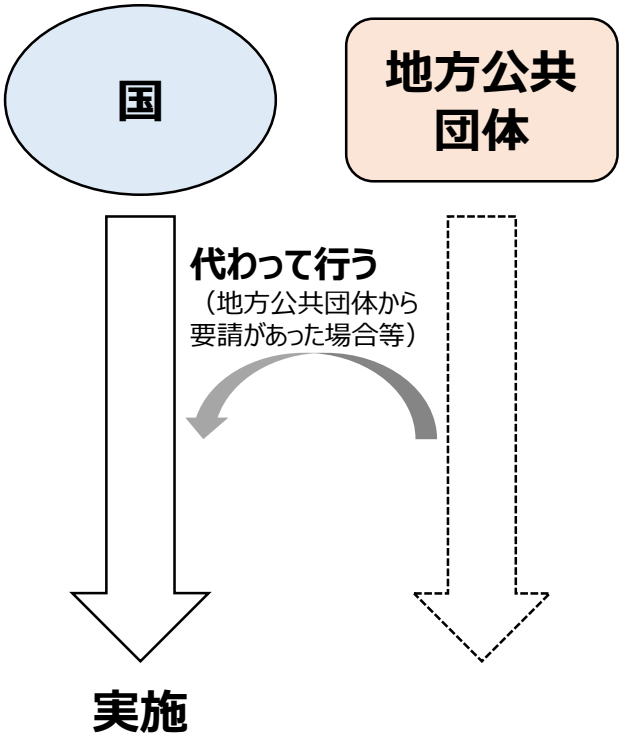

イメージ図

具体例

（自治事務）

○　広域組織犯罪等に対処するために必要な指示（警察法）

○　災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要な指示（災害対策基本法）

（法定受託事務）

○　新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な指示（感染症法）

○　国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認等の措置（建築基準法）

○　国の立場から特に必要があると認めるときの規制区域の指定等の措置（国土利用計画法）

○　国利害に重大な関係のある都市計画区域の指定又は都市計画の決定等のための措置（都市計画法）

○　感染症の発生予防等のため緊急の必要があると認めるときの積極的疫学調査（感染症法）

○　特定大規模災害が発生した場合における被災地方公共団体の漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業に係る国等の代行（大規模災害復興法）

○　特定大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る国の代行等（災害対策基本法）

○　高度な技術力を要する道路啓開や災害復旧に係る国等の代行（道路法）

○　基幹道路（農林道含む）、公共下水道の幹線管渠等の整備に係る都道府県の代行（過疎法）

国等の関与に関する係争処理の仕組み

国地方係争処理委員会制度の概要

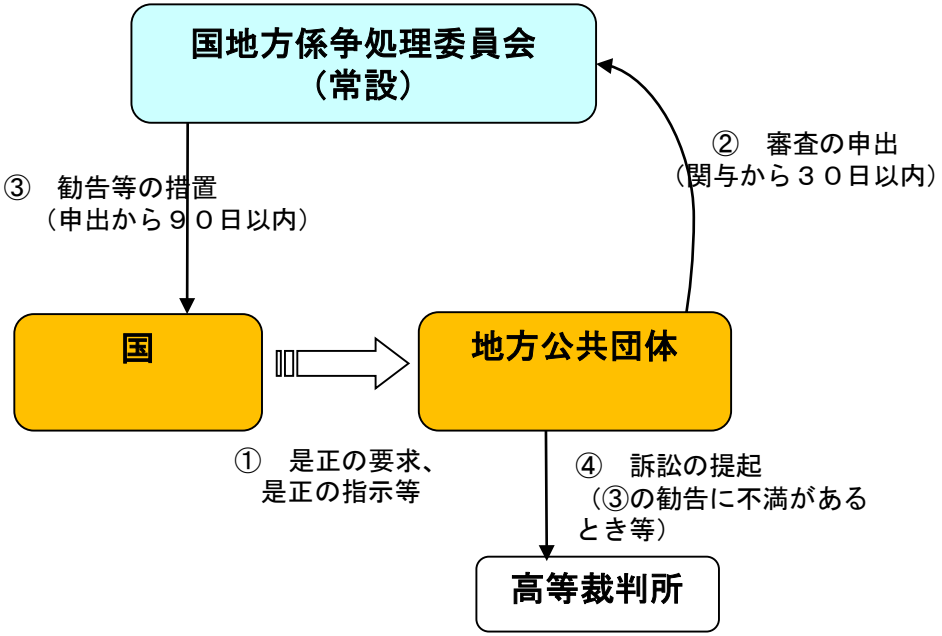

【概要】

国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与について、地方公共団体の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- ○ 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- ○ 委員：常設（5名）
- ○ 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- ○ 勧告があったとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

自治紛争処理委員制度の概要

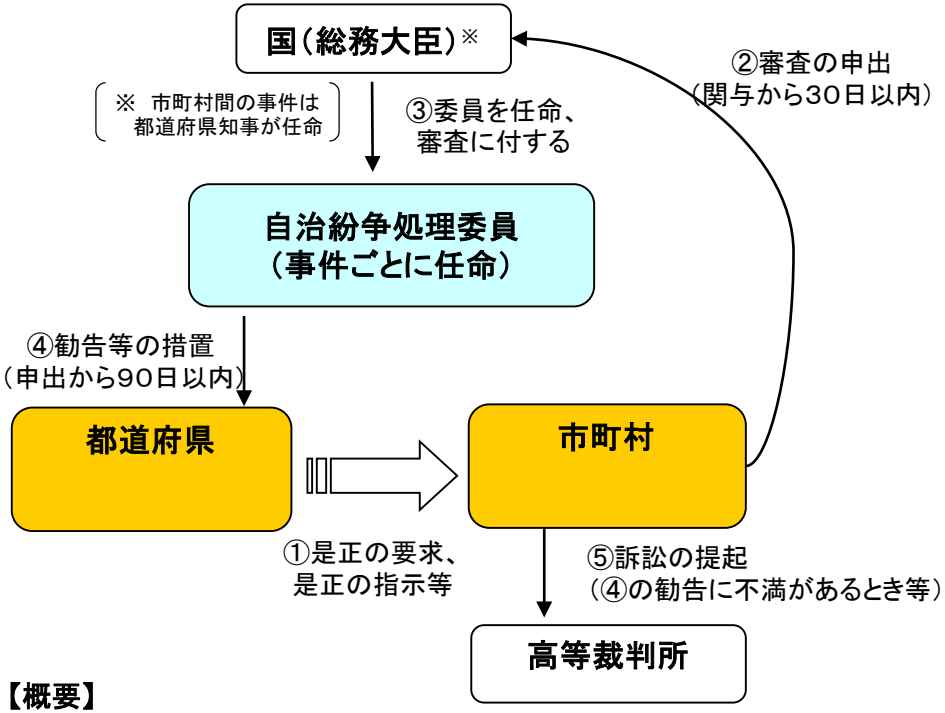

【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与について市町村の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- ○ 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- ○ 委員：事件ごとに任命（3名）
- ○ 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- ○ 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

国の施策に地方公共団体の意見を反映するための仕組み

地方6団体の意見申出

○ **地方６団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣に対し意見を申し出る**ことができる。

※ 地方公共団体全体の意見が国政に適切に反映されるよう、第17次地方制度調査会答申（S54.9）で提言されていたが、政府内の調整が整わず、H5の議員立法により設けられた。

○ **各大臣は、**その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、**意見申出ができるよう、地方６団体に当該施策の内容を情報提供しなければならない。**

※ 第28次地方制度調査会答申（H17.12）において「国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、地方公共団体が、事後ではなく事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべき」とされたことを踏まえ、H18の改正により設けられた。

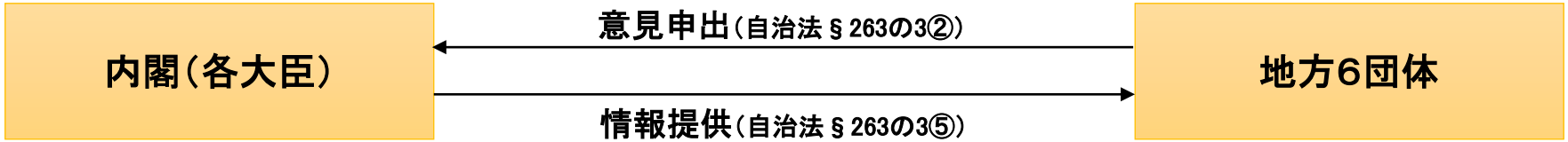

国と地方の協議の場

○ 地方分権改革推進委員会第３次勧告（H21.10）において、国と地方との協議の場の法制化について速やかに国・地方の合意を目指すべきとされ、**H23に「国と地方の協議の場に関する法律」が成立。**

○ 総務大臣、財務大臣等の**関係各大臣と地方６団体の代表者により「国と地方の協議の場」を構成**し、次の事項を協議。

- 国と地方公共団体との**役割分担に関する事項**
- 地方行政、地方財政、地方税制その他の**地方自治に関する事項**
- 経済財政政策、社会保障に関する政策等の**国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの**

○ 協議が調った事項については、その**協議の結果を尊重しなければならない。**

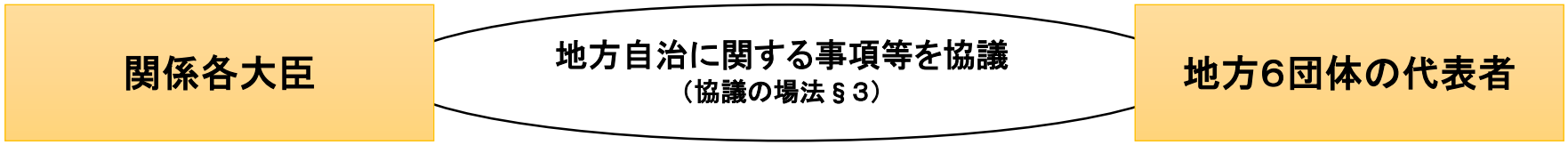

地方公共団体間の事務の共同処理制度の概要と運用状況

	共同処理制度	制度の概要	運用状況（H30.7.1現在）
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約 （平成26年に創設）	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数：319件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約：240件（75．2%）、その他：79件（24．8%）
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数：211件 ○主な事務：消防41件（19．4%）、広域行政計画等27件（12．8%）、救急25件（11．9%）
	機関等の共同設置 （平成23年に対象拡大）	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数：446件 ○主な事務：介護区分認定審査127件（28．5%）、公平委員会115件（25．8%）、障害区分認定審査106件（23．8%）
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数：6，628件 ○主な事務：住民票の写し等の交付1，402件(21．2%)、公平委員会1，180件（17．8%)、競艇861件(13．0%)
	事務の代替執行 （平成26年に創設）	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数：3件 ○上水道に関する事務：1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務：1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数：1，466件 ○主な事務：ごみ処理400件（27．3%）、し尿処理326件（22．2%）、救急268件（18．3%）、消防268件（18．3%）
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数：116件 ○主な事務：後期高齢者医療51件（44．0%）、介護区分認定審査46件（39．7%）、障害区分認定審査31件（26．7%）

（注１）　法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

（注２）　地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）により廃止。なお、同改正法の施行時（平成２３年８月１日）に現に設けられている地方開発事業団（青森県新産業都市建設事業団）については、なお従前の例によることとされている。

（注３）　協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。